

令和4年度第2回

南国市農業委員会議事録

令和4年5月9日（月）

令和4年度第2回農業委員会議事録

日 時 令和4年5月9日（月） 午後1時30分～午後2時5分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件

(2) 農地法第4条の規定による許可申請の件

(3) 農地法第5条の規定による許可申請の件

(4) 南国市農用地利用集積計画の件

議題外 (1) 農地法第3条の3の規定による届出の件

(2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

(3) 使用貸借の合意解約通知の件

(3) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

(5) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

(6) 非農地証明願いの件

(7) 南国市農用地利用集積計画の内容変更の件

その他事項

(1) 最適化活動の目標設定について

(2) 改選の準備日程について

出席者（農業委員 14名）

会長 武市 憲雄

2番 池 正人 3番 田岡 崇 4番 山本 桂 6番 北村 一弘
10番 武市 忠雄 11番 末政 隆一 12番 平田 修三 13番 濱田 好典
14番 鈴木 郁馬 15番 濱田 章孝 17番 松岡 清 18番 森尾 晴代
19番 植野 永子

欠席者（農業委員 4名）

第一副会長 高芝 澄生 第二副会長 中村 和雅 5番 今井 まち 16番 垣内 育男

出席者（農地利用最適化推進委員 12名）

1番 西本 良平 2番 岩原 英幸 4番 笥 和幸 5番 金田 善充
6番 門田 理博 7番 利岡 邦彦 11番 山北 泰司 12番 杉本 和繁
13番 武内 俊暁 14番 浜田 勉 15番 岡田 廣志 16番 橋詰 昌明

欠席者（農地利用最適化推進委員 5名）

3番 門田 俊一 8番 西岡 祐三 9番 山本 修平 10番 北原 章吾
17番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平 次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

17番 松岡 清 18番 森尾 晴代

<p>会長</p>	<p>それでは、第2回定例総会を行いたいと思います。本日の欠席届が出ております。1番の高芝委員さん、5番の今井委員さん、9番の中村委員さん、16番の垣内委員さん、連絡を受けております。推進委員では3番の門田委員さん、8番の西岡委員さん、9番の山本委員さん、井上委員さん、連絡を受けております。本日の議事録署名人ですが、17番の松岡委員さん、18番の森尾委員さん、よろしくお願ひいたします。今月の現地確認ですが、5月20日金曜日に行いたいと思います。13番の濱田好典委員さん、14番の鈴木委員さんかまいませんか。はい。よろしくお願ひいたします。推進委員では14番の浜田委員さんよろしくお願ひいたします。本日の議題ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第4条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件、になっておりますのでご審議をよろしくお願ひいたします。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願ひます。令和4年5月9日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数3件、申請受理面積、田2,809.00㎡、畑0㎡、計2,809.00㎡。事務局説明をお願ひいたします。</p>
<p>藤田次長</p>	<p>議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。受付番号4号と5号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は54歳。申請地は、物部の田、4号が2筆で計1,024㎡、5号が26㎡で、売買による所有権移転で、借入地と自作地の隣を取得するものです。5号の申請地については、共有地になっており、譲渡人が2分の1、譲受人の父が2分の1の持分になっています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は24年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、葉ニンニクやオクラなどを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。4号と5号は以上です。</p> <p>受付番号6号です。譲受人は62歳。申請地は、大桶の田、2筆で計1,759㎡、叔母からの贈与による所有権移転です。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人と母が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、取得後も今までと同様に、ブロッコリーなどの露地野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上4号から6号まで審議よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)</p>

会長	<p>ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
会長	<p>はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和4年5月9日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数1件。申請受理面積、田0.00㎡、畑373.00、計373.00㎡。事務局説明をお願いいたします。</p>
穂積主事	<p>議案第2号を説明します。受付番号3号、議案書は6ページ、別紙は6ページです。申請地は明見の登記畑、現況宅地の373㎡。既に宅地に転用されており適正化を行うための申請です。申請地は現所有者が令和2年に親族から遺贈を受けたのですが、遺贈された段階で申請地の一部が宅地化されていました。課税台帳を確認したところ、昭和42年頃から宅地課税となっていたため、その頃には転用されていたものであると推測されます。遺贈を受けた後、農地として残っていた部分を現所有者が農地法の手続きをせずにコンクリートで埋め立てました。現地の写真及び始末書を別紙4から5ページに載せてありますのでご確認ください。申請地の農地区分について、土佐電交通長崎駅から500メートル以内にあるため第2種農地に該当し、立地基準を満たします。つぎに別紙3ページをお願いします。配置は図の通りです。進入は南側市道から、排水については、汚水は発生せず雨水を申請地南側及び東側の道路に自然流化させる計画で、地元より排水に関する同意書の提出があります。周辺の状況については、東側道路を挟み宅地、西側農道水路を挟み境内地及び田、南側公衆用道路、北側宅地となっており、現地確認で周辺農地に悪影響がないことを確認済みです。本件は以上です。</p>
会長	<p>事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようでございますので、農地法第4条の規定による許可申請を農地法第4条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第3号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和4年5月9日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数5件。申請受理面積、田1,321.00㎡、畑64.00㎡、計1,385.00㎡。まず初めに、議案第10号について濱田好典さんが関連する案件ですので、退席をお願いします。</p>

(13番 濱田好典委員 退室)

事務局説明をお願いいたします。

穂積主事

議案第3号、受付番号10号を説明します。議案書8ページ、別紙位置図は差し替え分をご覧ください。申請地は岡豊町中島の田、3筆計416㎡。使用賃借権を設定して農家住宅への転用です。申請地の選定理由は、子の成長に伴い現住居が手狭になったことと、親族との相互扶助のためです。農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当しますが、例外規定である農地法施行規則第33条第4号の集落の接続に該当するため立地基準を満たすものと考えています。土地利用計画は別紙位置図9ページです。造成整地計画については最高90センチ造成しコンクリート舗装をします。進入は南側市道から。排水については、雑排水は浄化槽を経由し北側の既設暗渠に接合し申請地西側の水路に放流。スロープ部分は敷地南の既設側溝に放流しその後東側水路に放流。それ以外は雨水桝から浄化槽に接続し雑排水同様に排水する計画で、地元より排水に関する同意書の提出があります。周辺の状況については、東側市道、西側宅地、南側市道、北側申請人所有地となっています。周辺農地は申請地より4メートル以上離れており同意は不要と判断しており、その他農地にも悪影響なしと現地確認にて判断しております。他法令については、市の排水同意手続き中、開発許可は農家住宅の要件を満たすため不要であると確認済みです。本件は以上です。

会長

事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。

(13番 濱田好典委員 入室)

はい事務局、他の案件を。

穂積主事

はい。受付番号9号を説明します。議案書8ページ、別紙位置図は6ページです。申請地は岡豊町定林寺の田、761㎡。地上権を設定して太陽光発電所への転用です。申請地の選定理由は、所有者が年齢等の影響で耕作することが難しくなり土地の有効活用をしたかったことと申請地は日当たりがよく太陽光事業を行うのに適しているためです。農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地であるため、立地基準を満たします。土地利用計画については別紙7ページをご覧ください。申請地は平らになるよう整地し土のまま使用します。その上に太陽光パネルを図のように設置し、申請地外周にフェンスを設置します。進入については隣接する南側道路から。排水については申請地南側にある既設水路に放流する計画で、地元より排水に関する同意書の提

出があります。また、申請地の草刈りは随時行う予定であると申請主より申し出があります。周囲の状況については、東側同意のある農地、西側同意のある農地、南側道路、北側宅地及び同意のある農地となっております。なお、申請地東側の農地からは、所有者の同意だけでなく、貸借を結んでいる耕作者からも同意が出ておりますので申し添えます。他法令については、南国市適正化条例の手続きは不要であることを都市整備課に確認済です。本件は以上です。

続きまして受付番号11号を説明します。議案書8ページ、別紙位置図は10ページです。申請地は領石の田及び畑、2筆計299㎡の内208㎡の一部転用、賃賃借権を設定して工事に伴う残土置き場への一時転用です。領石川橋の耐震工事に伴い発生する残土を置くため、工事現場から近い申請地を選定したとのことです。また、議案書の通り申請地所有者は死亡しているため、相続人での申請となっております。農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地であるため、立地基準を満たします。土地利用計画図は別紙位置図11ページです。残土を2メートル程度仮置き、成形し、耐震補強工事完了後に残土を撤去し原状回復させます。進入は西側市道から。排水計画については、雨水を現況同様地下浸透及び既設水路に放流する計画で地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。周囲の状況については、東側水路を挟み同意のある農地、西側市道、南側同意を得ている農地、北側同意のある農地となっており、現地確認で周辺農地に悪影響なしと確認しております。他法令については、南国市適正化条例の手続きは不要であることを都市整備課に確認済です。本件は以上です。以上で議案3号についての説明を終わります。

会長

事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和4年5月9日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局説明をお願いします。

藤田次長

議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。10ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。65号です。資料は1ページです。申請地は、片山の田で、3年の賃借権を設定するものです。賃料は2筆で15,000円を口座振込するものです。

66号です。申請地は、片山の田で、3年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり6,000円を口座振込するものです。

67号です。申請地は、田村の田で、3年の賃借権を設定するものです。賃料は、1年目は10aあたり5,000円を、2年目からは10aあたり10,000円を口座振込するものです。

68号です。申請地は、片山の田で、3年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり6,000円を口座振込するものです。

69号です。申請地は、片山の田で、3年の賃借権を設定するものです。賃料は、総額15,000円を口座振込するものです。

70号です。資料は2ページです。申請地は、田村の田で、5年の賃借権を設定するというものです。賃料は、5,000円を口座振込するものです。

71号です。資料は、申し訳ございませんが前のページに戻っていただいて1ページです。申請地は、片山の田で、3年の使用貸借権を設定するというものです。

72号です、申請地は、片山の田で、3年の使用貸借権を設定するというものです。

73号です、資料は3ページです申請地は、片山の田で、3年の使用貸借権を設定するというものです。

74号です、資料は4ページです。申請地は、廿枝の田で、10年の使用貸借権を設定するというものです。

75号です、資料は5ページです。申請地は、三島の田で、15年の使用貸借権を設定するというものです。

76号です、資料は6ページです。申請地は、西山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。以上が農地中間管理事業です。

次に14ページの77号です。77号については、1筆取り下げがあります。上から2段目の32㎡の筆については取り下げになっておりますので、本日配付しております差し替えの議案書をご覧ください。77号を説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、田村の田で、6年11か月の賃借権を設定して生姜と野菜を作るというものです。借人は3月末まで申請地を借りて耕作していましたが、更新の手続きが少し遅れたため、現在は貸借の期間が切れている状態になっています。そのため経営面積が0㎡となっています。賃料は、生姜を作るところは10aあたり60,000円を、野菜を作るところは10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

78号です。借人は62歳。申請地は、片山の田で、3年の賃借権を設定し、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kgを物納するというものです。

79号です。借人は45歳。申請地は、十市の畑で、5年の賃借権を設定するというも

のです。申請地には借人のハウスがあり、ハウスで育苗をするということです。賃料は2筆で10万円を現金で支払うということです。次に80号から84号まで借人が同じたためまとめて説明します。借人は51歳。申請地は、十市の田で5年と10年の賃借権を設定または更新して、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kg相当の金額を口座振込するかまたは、物納するというものです。次に85号から91号まで借人が同じたためまとめて説明します。借人は52歳。申請地は、十市の田で、2年から10年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は85号から90号までは、10aあたり米60kg相当の金額を口座振込するかまたは物納し、91号については米180kgを物納するというものです。

92号です。借人は70歳。申請地は、物部の田で、5年の賃借権を更新してきゅうりを作るというものです。賃料は4筆で30,000円を現金で支払うというものです。

次の93号と94号は借人が同じたためまとめて説明します。借人は69歳。申請地は、大桶の田で5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、93号は10aあたり10,000円を現金で支払い、94号は10aあたり米60kgを物納するというものです。

95号です。借人は61歳。申請地は、上野田の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。96号から98号まで借人が同じたためまとめて説明します。借人は36歳。申請地は、下島の田で、5年の賃借権を更新してニラを作るというものです。賃料は、10aあたり米240kg相当の金額を現金で支払うというものです。

99号です。借人は73歳。申請地は、大桶の田で、3年の賃借権を更新してたまねぎ、ニンニクなどを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

100号です。借人は27歳。申請地は、稲生の田で、3年の使用賃借権を設定して水稻を作るというものです。耕作計画書によると、両親から農業指導を受けながら耕作をはじめ、今後は、他の農地についても農地の権利を引き継いでいくとのこと。

申請については以上ですが、最後の総合計欄については、先程1筆取り下げがありましたので、訂正したものを差し替えとしてお配りしております。以上、65号から100号まで、審議よろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか？

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取り扱いをいたします。以上で議案は終わりました。あとは、資料のお目通しをお願いします。

(午後2時5分開会)

その他事項

- (1) 最適化活動の目標設定について
- (2) 改選の準備日程について

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和4年6月8日

会 長 武 市 憲 隆

議事録署名委員 松 岡 清

議事録署名委員 森 尾 晴 代